

養護（盲）老人ホーム 第二光が丘ハウス 運営規程

第一章 施設の目的と運営の方針

（施設の目的）

第1条 社会福祉法人光道園が設置経営する養護（盲）老人ホーム第二光が丘ハウス（以下「施設」という。）は、老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）の目的及び基本的理念に基づき、「環境上の理由」、「経済的理由」及び「視覚及び視力障害」により、居宅において養護を受けることが困難な者を入居させて養護するとともに、その者が自立した日常生活を営み、社会参加活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とします。

（運営の方針）

第2条 施設は、入居者の処遇に関する計画（以下「処遇計画」という。）に基づき、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を行うことにより、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指します。

2 施設は、入居者の意思及び人格を尊重し、常に入居者の立場に立って処遇を行うよう努めます。

3 施設は、明るく家庭的な雰囲気有し、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇に努めるとともに、市町村、老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

（施設の名称及び所在地等）

第3条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 養護（盲）老人ホーム 第二光が丘ハウス
- 二 所在地 福井県丹生郡越前町朝日22-7-1

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

（職員の職種及び員数）

第4条 施設を運営するために、職種ごとの員数を次のとおりとします。ただし、下記規定中の常勤換算方法は、養護（盲）老人ホームの設置及び運営に関する基準（昭和41年7月1日厚生省令第19号）第12条第4項に規定するところによります。

- | | | |
|------------|----|-----------|
| 一 施設長（管理者） | 1名 | （常勤） |
| 二 医師 | 1名 | （嘱託医・非常勤） |
| 三 主任生活相談員 | 1名 | （常勤） |
| 四 生活相談員 | 1名 | （常勤） |

五 主任支援員	1名（常 勤）
六 支援員	1名以上（常勤換算）
七 看護職員	2名（常勤換算：常勤1名以上）
八 栄養士	1名（常 勤）
九 事務員	1名（常 勤）
十 調理員	業務委託

（職務の内容）

第5条 前条に定める職員の職務内容は次のとおりとします。

1 施設長は、養護老人ホームの職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、必要な指揮命令を行うものとします。

2 医師は、入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行います。

3 主任生活相談員は、次項に規定する業務のほか、養護（盲）老人ホームへの入居に際しての調整、他の生活相談員に対する技術指導等の内容の管理を行います。

4 生活相談員は、処遇計画を作成し、それに沿った支援が行われるよう必要な調整を行うもののほか、次に掲げる業務を行います。

一 入居者の居宅サービス等の利用に際し、居宅サービス計画の作成等に資するため、居宅介護支援事業を行う者と密接な連携を図るほか、居宅サービス等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携を図ること。

二 処遇に関する入居者及びその家族からの苦情の内容等の記録を行うこと。

三 事故の状況及び事故に際して採った措置について記録を行うこと。

5 主任支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援が行われるよう支援員を指導して、入居者の社会復帰の促進及び自立のために必要な指導及び訓練その他の援助を総合的に一体的に行います。

6 支援員は、処遇計画に基づき、それに沿った支援を行い、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう支援します。

7 看護職員は、医師（嘱託医）、協力医療機関等と連携し、保健衛生等の業務を担当します。

8 栄養士は、処遇計画に基づき、献立表の作成、栄養量の計算、給食記録、その他食事に関する業務を担当するとともに、調理員を指揮して調理を指導します。

9 事務員は、経理事務、労務事務、共済事務等執るほか、施設庶務を行います。

10 調理員は、栄養士の指示により、調理業務を担当します。

第3章 入居定員

（入居者の定員）

第6条 施設に入居できる入居者の定員は50名とし、災害等やむを得ない場合を除いて、入居定員及び居室の定員を超えて入居させません。

第4章 入居者の処遇の内容

(処遇の方針)

第7条 施設は、入居者について、その者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにその心身の状況等に応じて、社会復帰の促進及び自立のために必要な指導並びに訓練その他の援助を適切に行います。

2 入居者の処遇は、処遇計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。

3 施設の職員は、入居者の処遇に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、入居者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行います。

4 施設は、入居者の処遇に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行いません。

5 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(処遇計画の作成)

第8条 処遇計画の作成は生活相談員が行う。

2 生活相談員は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、他の職員と協議の上、その者の処遇計画を作成します。

3 生活相談員は、処遇計画について、入居者の処遇の状況等を勘案し、必要な見直しを行います。

(相談、援助等)

第9条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行います。

2 施設は、入居者に対し、処遇計画に基づき、自立した日常生活を営むために必要な指導及び訓練その他の援助を行います。

3 施設は、要介護認定の申請等、入居者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、当該入居者の意思を踏まえて速やかに必要な支援を行います。

4 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するように努めます。

5 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努めます。

6 施設は、入居者に対し、退居後の地域における生活を念頭に置きつつ、自立的な生活に必要な援助を適切に行います。

7 施設は、1週間に2回以上、入居者の入浴の支援、又は清拭を行います。

8 施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行います。

(日課)

第10条 施設は、日常生活につき日課を別に定め、処遇計画に基づき実践します。

(余暇活動)

第11条 施設長、生活相談員等は、入居者の処遇に当たっては、別に定める年間を通じた計画により、読書、音楽その他の娯楽施設の充実に努め、旅行、運動競技を適宜実施する等余暇を有効に活用させるよう努めます。

(日用品等の給貸与)

第12条 入居者には寝具その他日常生活に必要な物品を給与又は貸与します。

(食事)

第13条 食事の提供は、栄養及び入居者の身体状況・嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行うこととします。又、入居者の自立支援に配慮して、可能な限り離床して食堂で行うよう努めます。

2 食事の時間は、おおむね以下のとおりとします。

朝食	7時30分～	8時30分
昼食	12時00分～	13時00分
夕食	18時00分～	19時00分

(居宅介護サービスの利用)

第14条 施設は、入居者が要介護状態等（介護保険法〔平成9年法律第123号〕第7条第1項に規定する要介護状態をいう。）になった場合には、その心身の状況、置かれている環境等に応じ、適切に居宅サービス等（同法第23条に規定する居宅サービス等をいう。以下同じ。）を受けることが出来るよう、必要な措置を講じます。

(健康管理)

第15条 施設長、医師及び看護職員は、常に入居者の健康に留意し、年2回以上の健康診断を実施して、その結果を記録します。

2 入居者が軽度の負傷又は疾病にかかった時は、施設内で治療を行います。

3 医師は、毎週1回診察に当たります。

(衛生管理)

第16条 施設は、入居者と施設の保健衛生のため、次の各号に定める事項を行います。

一 衛生知識の普及指導

- 二 年2回以上の大掃除
- 三 月1回以上の消毒
- 四 週2回以上の入浴又は清拭
- 五 月1回以上の調髪
- 六 その他必要なこと

2 施設は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じます。

- 一 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を三月に1回程度、定期的を開催するとともに、その結果について支援員その他の職員に周知徹底を図ること
- 二 施設における感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること
- 三 施設において、支援員その他の職員に対し、感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的を実施すること
- 四 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

(入居者の処遇の状況に関する記録の整備)

第17条 施設は、次の各号に掲げる入居者の処遇の状況に関する記録を整備し、その完結の日から5年間保存します。

- 一 入居者の処遇に関する計画
- 二 行った具体的な処遇の内容等の記録
- 三 身体的拘束等を行った場合のその態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- 四 入居者からの苦情の内容等の記録
- 五 入居者に対する処遇による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(入居者の入院期間中の取り扱い)

第18条 施設は、入居者が医療機関に入院する必要がある場合、入院後おおむね3ヵ月以内の退院が明らかに見込まれる場合には、入居者本人及び家族の希望等を勘案して必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び施設に円滑に入居できるよう配慮します。

第5章 施設の利用に当たっての留意事項

(入居)

第19条 施設の入居は、措置の実施機関からの委託により行うものとし、施設は、入

居者の心身の状況その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて常に配慮します。

(入居時の面接)

第20条 施設は、入居予定者の入居に際しては、面接を行い、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握を行うとともに、ホームの目的、方針、目標、利用者心得その他必要な事項を説明して、安心と信頼感を抱かせるよう努めます。

(退居事由)

第21条 次の場合は、実施機関に連絡し、退居処置を講じるとともに、関係者に連絡します。

- 一 入居者から退居の申し出があったとき
- 二 入居者が無断で退居し、帰居の見込みがないとき
- 三 入居者が病院等に入院し3ヵ月以上経過したとき及び3ヵ月以上の期間、入院が見込まれるとき
- 四 入居者が死亡したとき

(社会復帰の支援)

第22条 施設は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及びその家族の希望、その者の退居後の生活環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助に努めます。

2 施設は、入居者の退居後も、必要に応じ、その入居者及びその家族等に対する相談援助を行うとともに、適切な援助を行います。

(無断退居)

第23条 入居者が、無断で 日以上帰居しないときは、次の事項を実施機関に連絡します。

- 一 退居(推定)日
- 二 退居原因
- 三 その他必要な事項

(日課の励行)

第24条 入居者は、施設長や医師、生活相談員、看護職員、支援員、機能訓練指導員等の助言による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めます。

(面会時間と消灯時間)

第25条 面会時間は、9時～20時までとします。

(喫煙)

第26条 喫煙は、施設内の所定の場所に限り、それ以外の場所は居室内を含み禁煙にご協力いただきます。

(飲酒)

第27条 飲酒は、施設内の所定の場所及び時間に限り、それ以外の場所及び時間は居室内を含み禁酒にご協力いただきます。

(外出及び外泊)

第28条 入居者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続きにより施設長に届け出、許可を得る必要があります。

(健康保持)

第29条 入居者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診査は、特別の理由がない限り受診しなければなりません。

(衛生保持)

第30条 入居者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力しなければなりません。

(禁止行為)

第31条 入居者は、施設で次の行為をしてはいけません。

- 一 宗教や信条の相違等で他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- 二 けんか、口論、泥酔等で他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- 三 施設の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- 四 指定した場所以外で火気を用いること
- 五 故意に施設もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第32条 施設は、非常災害その他緊急の事態に備えて必要な設備を設け、防災及び避難に関する計画を作成します。

2 非常災害に備え、職員及び入居者に周知徹底を図るため、年6回以上避難、救出その他必要な訓練等を実施します。

第7章 その他施設運営に関する重要事項

(居室)

第33条 入居者の居室は、1人部屋とします。

(静養室)

第34条 入居者が居室で静養することが一時的に困難な状態の時に使用できる静養室を設けています。

(洗面所及び便所)

第35条 居室内に洗面所及び便所を設けています。又、各フロア毎に共同便所を設けています。

(医務室)

第36条 入居者の診療・治療のために、医療法に規定する診療所を設け、入居者を診察するために必要な医薬品及び医療器具を備えています。

(職員室)

第37条 職員室を設け、机・椅子や書類等保管庫等必要な備品を備えています。

(職員の服務規程)

第38条 職員は、老人福祉関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念します。服務に当たっては、協力して施設の秩序を維持し、常に以下の事項に留意します。

- 一 入居者に対しては、人格を尊重し、親切丁寧を旨とし、責任を持って接遇する
- 二 常に健康に留意し、明朗な態度を心がける
- 三 お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心がける

(職員の質の確保)

第39条 施設は、従業者の資質向上のために、その研修の機会を確保します。

(個人情報の保護)

第40条 施設の職員は、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密保持を厳守します。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことのないよう、必要な措置を講じます。

(緊急時の対応)

第41条 施設の職員は、入居者の病状の急変が生じた場合や、その他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又はあらかじめ定められた協力医療機関に連絡する等の必要な措置を講じ、管理者に報告する義務を負います。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第42条 施設は、事故が発生又は再発することを防止するため、次の各号に定める措置を講じます。

- 一 事故が発生した場合の対応、報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
- 二 事故が発生したとき又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること
- 三 事故発生の防止のための委員会及び支援員その他の職員に対する研修を定期的に行うこと

(記録の整備)

第43条 施設は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとします。
2 施設は、入居者に対するサービスの提供に係る諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとします。

(苦情処理)

第44条 施設は、入居者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置する等必要な措置を講じます。

2 施設は、提供する処遇に関して、市町村からの文書の提出・提示を求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、入居者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行います。

(地域との連携)

第45条 施設の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携や協力を行う等、地域との交流に努めます。

(掲示)

第46条 施設内の見やすい場所に、運営規定の概要、職員の勤務体制、協力医療機関等を掲示します。

(協力医療機関等)

第47条 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

2 施設は、治療を必要とする入居者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

3 協力医療機関は以下のとおりとします。

協力病院

福井県鯖江市旭町4-4-9

医療法人 寿人会 木村病院

協力歯科医療機関

福井県丹生郡越前町織田4-2-75

丹原歯科医院

(勤務体制等)

第48条 施設は、入居者に対して適切な処遇を提供できるよう、職員の体制を定めます。

2 入居者に対する処遇の提供は、施設の職員によって行います。ただし、入居者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではありません。

3 職員の資質向上のための研修の機会を設けます。

(虐待防止に関する事項)

第49条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じます。

一 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

二 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 施設において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとします。

(その他)

第50条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人光道園と施設との協議に基づいて定めるものとします。

附則

この規程は、平成18年10月1日から施行します。

この規程は、平成19年 4月1日から施行します。

この規程は、平成20年 4月1日から施行します。

この規程は、平成22年 4月1日から施行します。

この規程は、平成23年 4月1日から施行します。

この規程は、平成26年 4月1日から施行します。

この規程は、平成28年 4月1日から施行します。

この規程は、平成31年 4月1日から施行します。

この規程は、令和 2年 4月1日から施行します。

この規程は、令和 5年 4月1日から施行します。

この規程は、令和 6年 4月1日から施行します。